

川崎市サテライト型小規模保育事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）と積極的に接続を行い、3歳児の児童の受入れを重点的に行う事業（以下「本事業」という。）を実施する保育所及び認定こども園等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する3歳児卒園児の保育所等への円滑な接続を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第39条第1項に規定する市内の保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所及び川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）第5条第1項の規定により市長が指定した保育所に限る。）
- (2) 認定こども園等 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する市内の認定こども園及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (3) 家庭的保育事業等 児福法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業

(補助対象施設)

第3条 本事業の家庭的保育事業者等の連携施設となる保育所及び認定こども園等については、別表第1で定める施設とする。

(補助対象施設の要件)

第4条 連携施設となる保育所及び認定こども園等は、家庭的保育事業者等との連携等を円滑に行うため、次の各号に定める業務を担う連携支援コーディネーターを専任で配置しなければならない。

(1) 本事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）との連携を希望する家庭的保育事業者等との調整

(2) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設において、満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育を継続的に提供するための調整及び当該児童の保護者等に対する円滑な接続に向けて必要となる助言又は指導

2 対象施設は、家庭的保育事業者等への助言及び次の各号に規定する事業の連携等を実施しなければならない。ただし、集団保育については、感染症等の流行及び児童の健康状態及び当日の天候等の状況により、実施が適さない場合には中止とする。

(1) 年度当初に連携促進に向けた年間の交流計画の作成及び実践

(2) 集団保育の提供

(3) 健康診断及び歯科検診の合同実施。（家庭的保育事業者等が、個別で実施することが適する場合は除く。）

(4) 地域情報（感染症、防犯等）の共有

3 対象施設は、次の各号に掲げる全ての条件を満たし、家庭的保育事業者等との接続を促進するものとする。

(1) 満3歳に達して家庭的保育事業者等卒園する児童に対し、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう適切に努め、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設における児童の受入れが可能となるよう、必要に応じて、満3歳以上の児童の定員数の拡大又は枠の調整等を図るものとする。

(2) 翌年4月に連携施設の3歳児卒園児の受入枠数を6人以上とし、家庭的保育事業者等卒園児の受入れを完結させるものとする。

4 認定こども園等が対象施設となる場合は、本事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）を受け入れるにあたり、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 教育時間及びその前後等に実施する預かり保育等の実施時間を含め、日曜日、祝日、年末年始を除き7時30分から19時までを含む11時間30分以上の開園を行うものとする。

(2) 対象児童は、認定こども園等への入園後において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号の支給認定を受けていること、又は同等の要件を満たしていることとする。

(3) 預かり保育等により対象児童を受け入れる場合の利用時間は、幼稚園と保護者との面談等により、開所時間の範囲内で就労時間及び通勤時間を考慮して決定し、原則として決定した時間以外の預かりは行わないものとする。

(4) 前号の規定により預かり保育等を利用した場合の利用料は、月額9,000円以下とする。ただし、この場合において、他の在園児から徴収する預かり保育等の利用料と料金設定が異なることは差し支えない。

(5) 対象児童が給食提供を望む場合は、給食の提供を毎日行うものとする。

(6) 第4号の規定に基づき徴収する利用料以外に徴収する費用については、認定こども園及び子ども・子育て支援法第43条に基づく確認を受けている幼稚園（以下、この号において「施設型給付幼稚園」という。）は、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第36号）第13条に基づき適切に設定するものとする。ただし、施設型給付幼稚園以外の幼稚園については、本事業を開始するにあたり、市が、当該幼稚園が徴収する費用等について、他の在園児が負担する費用等と併せて確認するものとする。

（事業の事前協議及び実施届出）

第5条 本事業を実施しようとする者は、事業開始の前年7月までに市長に事前協議の上、川崎市サテライト型小規模保育事業実施届出書（第1号様式）により、本事業の実施について、届出をしなければならない。

（補助金交付額の算定方法）

第6条 補助金の交付額は、別表第2に定める対象となる経費と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、川崎市サテライト型小規模保育事業補助金交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する交付の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その結果を通知するものとする。

2 前項の規定により決定した補助金の交付は、当事業が円滑に行えるよう概算払いとすることができるものとする。

(補助金の変更交付)

第9条 この補助金の交付を受けた者は、対象となる経費の額の変更により、交付額に変更が生じる場合には、川崎市サテライト型小規模保育事業補助金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、この事業が完了したときは、完了後30日以内に、川崎市サテライト型小規模保育事業補助金実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（川崎市サテライト型小規模保育事業補助金）（第5号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、保育所及び認定こども園等が全国的に事業を展開する組織の一支部、一社、一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた保育所及び認定こども園等は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(書類の整備等)

第13条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、前条第2項の規定に基づき返還を行った場合は、返還した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(対象施設の特例)

2 平成30年度及び平成31年度の対象施設は、第5条の前年7月までの事前協議及び届出に関する規定を適用しないこととする。

別表第1（第3条関係）

保育所及び認定こども園等	家庭的保育事業者等
たつのこのはら保育園	いぬくらこのはら保育園
<u>龍巖寺保育園</u> くじ保育園	くじこのはら保育園
第二厚生館愛児園	生田うりぼう保育園
厚生館愛児園 <u>星の子愛児園</u> 至誠館なしのはな保育園 のらぼう愛児園 菅の子愛児園	星の子くるみ保育園
川崎青葉幼稚園	山口台あおば保育園
つめくさ保育園	熊谷乳児園

※複数の施設を設定している場合には、下線施設を代表施設とする。

別表第2（第6条関係）

対象となる経費	補助基準額
補助の対象となる経費は、事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	連携支援コーディネーターを配置している代表施設1施設当たり年額4,312,000円